

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

告 示

- 告示第13号 市道路線の区域の変更…………… (建設総務課) …… 2
- 告示第14号 市道路線の供用の開始…………… (建設総務課) …… 2

教 育 委 員 会

- 告示第3号 教育委員会の招集…………… 2

監 査 委 員

- 公表第1号 定期監査の結果の報告…………… 2
- 公表第2号 定期監査の結果の報告…………… 3
- 公表第3号 随時監査の結果の報告…………… 4

農 業 委 員 会

- 公告第2号 農業委員会定例総会の招集…………… 4

告 示

宇治市告示第13号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年3月2日から14日間
平成30年3月2日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備 考
木幡168号線	木幡檜尾16番地の5 木幡檜尾16番地の5	前	1.3	4.0	起点地番「木幡檜尾16番地」を「木幡檜尾16番地の5」に改正。
		後	1.3	2.0	
木幡203号線	木幡檜尾16番地の5 木幡北畠24番地	前	3.8 ~6.0	45.7	
		後	6.0 ~6.5		
木幡219号線(区間1)	木幡南山1番地の9 木幡南山1番地の8	前	3.9	9.7	
		後	4.0		
木幡219号線(区間2)	木幡南山1番地の6 木幡南山1番地の10	前	3.6 ~3.8	12.8	
		後	4.0		
木幡246号線	木幡南端2番地の6(右) 木幡南山5番地の30	前	0.7 ~2.0	53.7	
		後	5.4 ~12.0		
槇島町206号線	槇島町大川原37番地の7 槇島町大川原37番地の7	前	6.0 ~10.5	4.0	
		後	10.5 ~10.9		

宇治市告示第14号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年3月2日から14日間
平成30年3月2日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
木幡203号線	木幡檜尾16番地の5 木幡北畠24番地	平成30年3月2日
木幡219号線(区間1)	木幡南山1番地の9 木幡南山1番地の8	平成30年3月2日
木幡219号線(区間2)	木幡南山1番地の6 木幡南山1番地の10	平成30年3月2日
木幡246号線	木幡南端2番地の6(右) 木幡南山5番地の30	平成30年3月2日
槇島町206号線	槇島町大川原37番地の7 槇島町大川原37番地の7	平成30年3月2日

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成30年2月15日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 平成30年2月16日 午後4時00分

開会場所 宇治市役所601会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 平成30年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

(揭示済)

監 査 委 員 会

宇治市監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成30年2月22日

宇治市監査委員
小山 茂 樹
森 真 二
水 谷 修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成29年度都市整備部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成29年9月29日から同年11月20日まで

第4 監査の概要

この監査は、都市整備部公園緑地課、都市計画課、開発指導課、建築指導課及び交通政策課における事務事業のうち、主として平成29年4月1日から同年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

- 植物公園使用料収入状況(公園緑地課)
- 証明手数料収入状況(都市計画課)
- 冊子等売却等収入状況(都市計画課)
- 宅地開発等協力寄付金収入状況(開発指導課)
- 長期優良住宅認定手数料収入状況(建築指導課)
- 自転車等駐車場使用料収入状況(交通政策課)
- 補助金支出状況(公園緑地課・建築指導課・交通政策課)
- 委託料支出状況(公園緑地課・建築指導課・交通政策課)
- 備品管理状況

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらないものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 公園緑地課

(1) 植物公園使用料収入状況について

レストランの施設使用料及び電気・水道料金について、納期限後の納付が見受けられた。施設使用者に対し適正に指導されたい。

なお、平成26年度の前回定期監査等において、収入事務受託者が領収した現金を、本市の指定金融機関等へ入金するまでの期間を短縮するよう検討を求めたが、改善が見受けられなかった。適正な事務の執行を強く求める。

(2) 補助金支出状況について

特になし。

(3) 委託料支出状況について

特になし。

なお、前回定期監査において、支払いの遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(4) 備品管理状況について

特になし。

2 都市計画課

(1) 証明手数料収入状況について

窓口で領収した現金の指定金融機関等への入金が遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(2) 冊子等売却等収入状況について

平成26年度の前回定期監査において、窓口で領収した現金の指定金融機関等への入金が遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。

(3) 備品管理状況について

特になし。

3 開発指導課

(1) 宅地開発等協力寄付金収入状況について

特になし。

(2) 備品管理状況について

特になし。

4 建築指導課

(1) 長期優良住宅認定手数料収入状況について

特になし。

(2) 補助金支出状況について

特になし。

(3) 委託料支出状況について

特になし。

(4) 備品管理状況について

特になし。

5 交通政策課

(1) 自転車等駐車場使用料収入状況について

特になし。

(2) 補助金支出状況について

特になし。

(3) 委託料支出状況について

特になし。

なお、平成26年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(4) 備品管理状況について

特になし。

(掲示済)

宇治市監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成30年2月22日

宇治市監査委員
小山茂樹
森真二
水谷修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成29年度健康長寿部及び教育部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成29年11月2日から同年12月21日まで

第4 監査の概要

この監査は、健康長寿部年金医療課及び国民健康保険課における事務事業のうち、主として平成29年4月1日から同年9月30日までの財務に関する事務及び教育部学校教育課(学校実地監査)を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

- 子育て支援医療費支給費支出状況(年金医療課)
- 葬祭費・出産育児一時金支出状況(国民健康保険課)
- 補助金支出状況
- 委託料支出状況
- 備品管理状況
- 学校実地監査

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらないものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 年金医療課

(1) 子育て支援医療費支給費支出状況について

特になし。

なお、平成26年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 補助金支出状況について

医療機関からの請求の遅れが見受けられた。適正な処理を図るよう努められたい。

また、「宇治市後期高齢者医療制度被保険者への半日人間ドック受診補助金交付に関する規程」に沿って事業が実施されているものの、実施内容の一部に「宇治市補助金等交付規則」と異なる取扱いがなされているものが見受けられた。規程と規則の関係を整理されたい。

なお、医療機関への支払金については、医療機関との間の覚書において委託料と明記されており、支払金を補助金とした規程及び予算措置と

矛盾するため、整理を図られたい。

- (3) 委託料支出状況について
特になし。
- (4) 備品管理状況について
特になし。

2 国民健康保険課

- (1) 葬祭費・出産育児一時金支出状況について
特になし。
なお、平成26年度の前回定期監査において、葬祭費に関して前渡資金の年度別管理が不十分な状況が見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

- (2) 補助金支出状況について
平成26年度の前回定期監査等において、医療機関からの請求の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も見受けられた。適正な処理を図られるよう強く求める。

また、医療機関への支払金については、医療機関との間の覚書において委託料と明記されており、支払金を補助金とした「宇治市国民健康保険半日人間ドック及び脳ドック受診補助金交付規則」及び予算措置と矛盾するため、整理を図られたい。

- (3) 委託料支出状況について
特になし。
- (4) 備品管理状況について
特になし。

3 学校教育課

- (1) 学校実地監査について
宇治中学校、西宇治中学校、三室戸小学校、南部小学校について、危機管理対策、公印管理状況、備品管理状況、薬品管理状況を中心に、関係教職員からの説明を求めた。いずれの学校についても、調査対象に関して特に指摘する事項は見受けられなかった。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。
平成30年2月22日

宇治市監査委員
小山茂樹
森真二
水谷修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査

第2 監査の対象

- 1 工事名
ウトロ地区小規模住宅地区改良事業雨水貯留施設(西宇治中学校)整備工事
- 2 事業担当課名
建設部雨水対策課

第3 監査の実施期間

平成29年9月5日から平成30年1月23日まで
(調査日:平成29年11月22日)

第4 監査の方法

監査対象工事について、公益社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託に基づき技術士の派遣を求め、当該工事の設計図書及びその他の工事関係書類について審査するとともに、施工状況の良否について監査を実施した。

監査の実施に当たっては、あらかじめ担当課から監査資料の提出を求め、調査当日は関係職員から説明を聞きながら、設計図書等の書類調査及び現場施工状況調査を行った。

第5 監査の結果

監査対象工事について、設計・積算・契約・施工管理・施工状況など、工事の技術的事項の実施態様について、書類調査及び現場施工状況調査を実施したところ、一部今後の工事に反映されたい点があったものの、総括的に良好であり、適正に執行されていた。

1 工事の概要

- (1) 工事場所
宇治市伊勢田町南山地内(西宇治中学校内)
- (2) 工事の目的
ウトロ地区及び下流域の地区周辺の浸水被害の軽減を目的として、当該地区の上流に位置する西宇治中学校内に雨水貯留施設を整備する。

- (3) 工事数量
雨水地下貯留施設 貯留量 4,300 m³
雨水流入管 直径 1,100mm 長さ 30.4m
雨水流出管 直径 400mm 長さ 40.5m
- (4) 設計業務受託者
株式会社日建技術コンサルタント 京都事務所
- (5) 工事請負者
ノバック・京都現代共同企業体
- (6) 事業費
設計金額 534,189,600円(税込)
請負金額 488,160,000円(税込)
- (7) 契約期間
平成28年10月18日から平成30年3月23日
- (8) 進捗状況(平成29年10月2日時点)
計画出来高 51.3% 実施出来高 44.5%
- (9) 契約日程
工事施工何 平成28年6月16日
公告日 平成28年7月29日
資格審査申請書提出期限 平成28年8月10日
入札期限 平成28年8月31日
開札日 平成28年9月1日
契約日(支出負担行為決定) 平成28年10月18日
- (10) 入札方式
一般競争入札(入札者数5社)

2 工事着工前における技術調査

- (1) 設計
雨水貯留施設の貯留容量は適切に決定されており、材料や工法の選定も適切に行われていた。委託設計における照査計画については、一般的な内容に留まっているため、具体的な内容を提示されるよう留意されたい。

- (2) 積算
積算及び検算について、適切に行われていた。

- (3) 入札・契約
入札は適切に執行され、契約も適正に締結されていた。設計図書については、特記仕様書の記載内容に一部不足が見られた。今後は留意されたい。

3 工事着工後における調査

- (1) 施工管理
契約書に基づき、適切に手続、検査等が行われていた。
- (2) 工事部分払検査
チェックリストが作成され、検査結果が適切に記録されていた。
- (3) 現地の状況
ア 現場標識
必要な内容は網羅されていたが、掲示位置については、公衆の見やすい場所に掲示されるよう留意されたい。
イ 現場、現場事務所周辺環境確認
工事に必要な備品類等が整理整頓されており、廃棄物も法に基づき適正に分別されていた。
ウ 安全管理
警備員や看板等が適切に配備され、安全対策に問題はなかった。雨水地下貯留施設内の酸素濃度にも留意し、一層の安全性確保に努められた。
エ 出来ばえ
雨水貯留施設内にひび割れや接続不良等はなく、適切に施工されていた。

4 所見

本調査時には第一期工事が完了したところであり、書類調査、現地調査の結果は、書類の整備状況を含めておおむね良好であった。現在、工期内の完成を目指して作業が継続しているところであり、今後も安全面に万全を期して工事を完了されるよう要望する。

(揭示済)

農業委員会

宇治市農業委員会公告第2号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により、第9回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

平成30年3月2日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

- 開会日時 平成30年3月5日 13時30分
- 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
- 付議事項
- 1 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
 - 3 専決事項の報告
 - 4 その他

